



## 借金でお悩みではありませんか？

## 多重債務者相談強化キャンペーン2019を

## 実施しております！！



### 多重債務者相談強化キャンペーンとは？

深刻な社会問題である多重債務問題に対応するため、内閣に設置された多重債務対策本部と外部団体の日本弁護士連合会、日本司法書士連合会、及び日本司法支援センターの共催で、相談体制強化についてのキャンペーンを9月～12月に実施しており、期間中は県内各地で消費者及び事業者向けに無料の法律相談会などを行っております。消費生活センターでは主に一般消費者向けの相談を受け付けております。



庄内消費生活センター会場での無料法律相談会は**11月28日(木)**です！

開催時間：午後1時から午後3時まで 1枠あたり40分

**無料法律相談には庄内消費生活センターにて事前受付が必要です！！**

これは、法律相談会の時間が短いため、事前に専門の相談員が聞き取りをすることで、相談内容をまとめるとともに、相談者様自身の状況の再確認につなげるためです。また、返済状況によっては過払い金が発生し、返還請求ができる場合もあるため、支払い終了済みのものもご申告下さい。

庄内消費生活センターでは、キャンペーン期間外も多重債務に関するご相談を承っております。期間内外に関わらずいつでもお電話、ご来訪にてご相談下さい。



※庄内消費生活センターの電話番号は裏面下部に記載しております。

**借金は必ず解決できます。**

**一人で悩まず、消費生活センターにお気軽にご相談下さい。**

## 災害に便乗した詐欺に注意！！

台風19号による洪水などの自然災害に便乗した詐欺や悪質商法が予想されます。十分に注意しましょう！



### \*\*注意点\*\*

- ・地方公共団体職員を名乗って義援金を集金、電話で募集をかけることはありません。
- ・被災地支援と称して、不用品を買い取りたいという訪問に注意しましょう。消費者が依頼していないにもかかわらず、訪問購入に係る勧誘をすることは法令で禁止されています。

消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、  
土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。



## 消費生活無料法律相談会開催日



- ・11月13日(水) [午後1時30分から]
- ・12月11日(水) [午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



## ～消費者生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453

## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)  
《開設時間》午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)  
《電話番号》0235-66-5451

相談してケロ!



☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。  
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

